

教職員の懲戒処分について

令和7年6月13日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (33歳)	減給10分の1 1月	令和6年3月26日（火）及び令和6年5月15日（水）、自身の子供の保育所の入所継続のために、育児休業をすること及び育児休業中であることを隠蔽する目的で、所属校から交付された就労証明書2件を変造して住所地のある役所に提出し、虚偽の報告をした。 これらのことは、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。
県立学校 主任実習助手 (主幹実習教諭) (56歳)	戒告	令和6年7月14日（日）、公務外において、所属長の承認を受けることなく、所属校の生徒2名を自家用車に同乗させた。 また、令和6年7月21日（日）及び令和6年9月4日（水）、公務外において、所属長の承認を受けることなく、所属校の生徒1名を自家用車に同乗させた。 これらのことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田 俊行
(内線) 4922
(直通電話) 082 - 513 - 4922
(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp